

平成21年 6 月 8 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18520490
 研究課題名（和文） 慶安御触書の全国流布過程とメディアリテラシー
 研究課題名（英文） Media Literacy of Keian Ofuregaki
 研究代表者
 山本 英二 (Yamamoto Eiji)
 信州大学・人文学部・准教授
 研究者番号：20262678

研究成果の概要：本研究では、江戸幕府が慶安2年（1649）に発令した幕府法令であるかのように装い、19世紀以降、全国に流布した「慶安御触書」について、その流布過程を個別具体的に追求した。またこれまで確認されていなかった新たな「慶安御触書」関係史料を収集し、分析をおこなった。これにより、それまで書写を主体とする法令伝達方式が、木版印刷された印刷媒体によるものへと、幕藩領主の民衆統治方式が展開する様相を明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,300,000	0	1,300,000
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	600,000	3,900,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：慶安御触書 メディアリテラシー

1. 研究開始当初の背景

近世日本は、兵農分離によって支配者である武士の都市への集住がおこなわれ、地域社会には被支配者である民衆だけが日常的に居住することとなった時代である。

そこでは、支配を担当する領主は、村請制を採用して、生活共同体である近世村落を、行政の末端に編成し、日常の村落運営業務を名主（庄屋）や組頭（年寄・長百姓）・百姓代らの村役人層に委任した。

その結果、村落への意思の伝達は、口頭だ

けでなく、文書による通知方法が採用されたのである。これまで近世の庶民のリテラシーは、近代に比べて低く考えられがちであったが、実際には、近世日本は、一定のリテラシーを全体にした社会であったのである。

これは、近世日本の民衆が、早期にリテラシーを獲得していなければ不可能なことである。こうした民衆支配の原則を象徴する法令として、よく知られているのが「慶安御触書」である。

「慶安御触書」は、慶安2年（1649）2月26日、江戸幕府が3代将軍徳川家光の時代に、

全国に発令した農村法令として、日本史の教科書には必ずといっていいほど掲載される、江戸時代でもっとも有名な法令のひとつである。

しかし、発令された当時の現物が、日本のどこからも発見されないことから、明治時代から偽文書ではないかと疑問が投げかけられる、いわくつきの古文書でもある。

すでに研究代表者は、「慶安御触書」に関する写本類が、甲斐国から信濃国にかけて多く確認されることに注目し、当該地域において史料調査をおこなった結果、そもそも「慶安御触書」は、現時点で寛文5年(1665)にまでさかのぼりうる地域的教諭書「百姓身持之事」に淵源すること、そして元禄10年(1697)に改訂されて、甲斐国甲府徳川藩法として領内に配布された「百姓身持之覚書」が、その正体であることを指摘した。

この「百姓身持之覚書」が、文政13年(天保元・1830)に美濃国岩村藩において、慶安2年2月26日発令の江戸幕府法令「慶安御触書」として新たに名称を付されて木版印刷され、領内に配布される。このとき幕府放れに仮託されたことが、今日、幕府法令として誤認される一因となったのである。

この岩村藩の施策は、つづく天保の大飢饉による民心の離反に苦しんだ東日本の譜代大名、旗本、代官たちによって模倣され、全国各地に木版本や書写本のかたちで流布した。

しかしこれまでの研究では、そもそも「慶安御触書」は実在したかどうかの真贋鑑定に焦点が当てられ、19世紀中盤以降に全国に流布していく具体的な過程については、十分な調査研究がおこなわれてきたとは言い難かった。

本研究では、こうした研究状況を鑑みて、科学研究費を利用して、「慶安御触書」の全国流布過程とメディアリテラシーについての調査研究をめざしたい。

2. 研究の目的

「慶安御触書」は長く江戸幕府が発令した農村基本法令と考えられてきた。しかし発令当時の現物が未発見であり、古くから偽文書ではないかという疑問がつきまとうなど、その実態がよくわからない古文書でもある。

そこで本研究では、以下のような研究課題を設定する。

(1) 日本で最初期の法令出版である「慶安御触書」の全国的な流布過程について分析すること。

(2) 「慶安御触書」が慶安2年(1649)に江戸幕府が全国に発令した32か条からなる農村法令と誤認されるに至った時代経過と社会背景を確定すること。

(3) 「慶安御触書」を事例に19世紀初頭における出版メディアと近世社会および近世村落の変容を考察すること、以上である。

(1) については、主に東日本の譜代大名や旗本、代官が率先して採用していることが確認できているが、それが正しいかどうかをさらに追検証する必要がある。

(2) は、元禄10年(1697)に発令された甲府徳川藩法「百姓身持之覚書」が、文政13年(1830)に「慶安御触書」と銘打って再登場するまでの約130年間の空白期間を、いかに埋めていくかという作業である。この空白期間を埋めることが、いまだに推論頼らざるを得ない部分のある流布過程を、より確かなものとするためにも不可欠である。

(3) は、「慶安御触書」の出版・流布は、やがて近代以降に本格化する活版印刷に支えられたメディアリテラシーへの連続性と断絶性を考察する上で、重要な示唆を得られるのではないかという見通しがある。

3. 研究の方法

2006年度は、まず研究環境の整備をおこなう。信州大学人文学部日本史研究室内にデスクトップ型パーソナルコンピュータ1台とレーザープリンタ1台を配置し、また史料調査用のノート型コンピュータ1台とデジタルカメラ1台を購入する。

そして調査旅費を活用して、日本全国各地の「慶安御触書」に関連する史料を調査する。

しかし限られた時間内で、効率的に史料調査を実施し、「慶安御触書」に関する書誌データを、可能な限り収集し蓄積しなければならない。とはいえ日本全国の大学や図書館のウェブサイトや古文書目録類をただ調べるのでは非効率的である。

そこで核心となる地域における重点調査と大量の未整理文書を所蔵する場所での調査地域を設定したい。それは以下のような地域である。

- (1) 岐阜県恵那市岩村・岩村町歴史資料館調査
- (2) 茨城県つくば市・筑波大学附属図書館貴重書「昌平覺文書」調査
- (3) 栃木県立文書館・鈴木武助関係史料調査
- (4) 全国各地の「慶安御触書」関係史料の収集・調査
- (5) 村落法令の伝達状況および史料保管環境の実態調査

以上である。

調査方法は、古文書を1点毎に取り上げながら、現状を記録し、1点ごとに史料No.を与えて、消耗品費で購入した中性紙製の専用古文書封筒に格納する。

そして古文書目録及び古文書目録用紙に、

史料 No.・史料原題名・内容表題・形態（堅冊・横帳・綴・状・絵図・その他）・数量・備考（保存状態・特記事項など）を詳細に目録データに編成する。

編成された古文書目録データは、電子情報化し、データベースを構築する。また必要な古文書は、設備備品費により購入するデジタルカメラで撮影して DVD-R などに保存し、またレーザープリンタを利用して印刷し、研究に使用する。

これら一連の作業は研究代表者だけで短時日のうちに実施するのは不可能なため、謝金を計上し信州大学人文学部学生・同大学人文科学研究科大学院生を調査補助員として雇用する予定である。

その他、「慶安御触書」に関する書誌データについて、前記の史料調査と並行しつつ、既に知られている「慶安御触書」の全国的データベースを構築する作業を随時進める。

「慶安御触書」は出版された藩、時期などによって、それぞれに細かい違いがある。この違いを明確にすることができれば、出所不明の「慶安御触書」が、いつ、どこで出版されたものなのかを知ることができる。

この作業のためには、全国各地の「慶安御触書」の現物をできる範囲で確認する基礎作業を随時おこないたい。

作成する書誌データは、表題・内題・判型・刊記・奥書・跋文・序文・寸法・印記などである。

といっても時間と資金を考慮して、比較的大量の「慶安御触書」を所蔵している機関で、集中的に実施する。具体的には、旅費を計上して、2泊3日程度の調査を複数回実施する。

調査を予定している機関は、東京大学史料編纂所、国文学研究資料館アーカイブス研究系、国立国会図書館などである。

4. 研究成果

2006～2008年の3年間の研究助成期間に、雑誌論文9件、学会発表1件、図書3件を公表することができた。

とりわけ、「慶安御触書」とセットで配布されることが多い「農諭」については、新たに天保6年（1835）に、筑前国秋月藩において出版・配布された「農諭」を発見することができた。

従来、秋月藩においては、「慶安御触書」を、文化年間に配布したとも、あるいは天保年間に配布したともいわれてきた。

研究代表者は、天保年間に配布したと考えてきたが、今回、秋月藩版「農諭」が、天保6年に刊行・配布された事実を確定できたことで、同藩における「慶安御触書」の配布は天保6年以降であることが確実となった。

なぜなら秋月版「農諭」は、天保2年（1831）

に刊行された美濃国岩村藩版をそのまま借用し、「秋月郡役所」の印文のある朱印と天保6年3月の年号月日をそれぞれ捺印したのであり、このことから秋月藩が岩村藩に先行して「慶安御触書」を配布した可能性はあり得ないからである。この成果は、雑誌論文 NO.5 に詳しい。

さらに「慶安御触書」は、飢饉ガイドマニュアルである「農諭」、それに教諭書「六諭衍義大意」とセットになって、天保年間以降、採用・配布されることが多い。

これは、天保の大飢饉を契機に、社会不安が増加して、民心が不安定になったことに対し、幕藩領主が、あるべき理想の時代を慶安年間に求め、復古主義的に社会の立て直しを計ろうとしたことの表れである。

逆にいえば、新たな「慶安御触書」に関する新史料を発見しようとした時、「農諭」もしくは「六諭衍義大意」の調査を通じて御触書を発見することができる可能性がある。

そこで今回、もっとも研究の薄かった「農諭」について、詳細な書誌学的検討をおこなった。従来「農諭」は、下野国黒羽藩の家老鈴木武助正長が、文化2年（1805）に執筆した飢饉対策書である。またほぼ同内容の史料として、文化5年（1808）成立の小宮次郎衛門「農民懲誡篇」の存在も知られている。

これまでの研究では、「農民懲誡篇」は、「農諭」の質の低い写本であるとか、海賊版であるかのような評価を与えられてきた。しかし今回、調査の結果、そのような評価は間違いであることが判明した。

要するに「農諭」は、天明の大飢饉の記憶が次第に薄れてゆくことを恐れた下野国黒羽藩士鈴木武助が、文化2年に執筆し、領内に配布しようとした飢饉ガイドマニュアルである。その出版は、江戸の須原屋伊八を予定し、もともとの題名は「農民懲誡篇」といった。しかし文化3年（1806）、武助の死により、出版は実現しなかった。

「農民懲誡篇」は、小宮（小宮山）次郎右衛門による「農諭」の海賊版であるとの見解もあるが、そうではない。水戸藩郡奉行の小宮山楓軒が、文化5年に「農民懲誡篇」の写本を入手して、水戸藩領内に流布させたことが真相である。

「農諭」は、文化9年（1812）、鈴木武助の七回忌に際して、黒羽藩士長坂政右衛門安利の跋文を付して印刷された。しかし長坂版はごく一部にしか流布しなかったようである。

この長坂版をもとにして、文政8年（1825）に水戸藩士秋山盛恭が、自身の跋文を付して重版し、これが天保年間に、犬飢饉と相前後しながら全国に流布する契機となった。

なかでも天保2年（1831）の美濃国岩村藩版は、幕府学問所総裁林述斎と儒学者佐藤一

齋の関与によって、同藩領内に印刷・配布され、さらに広く「農諭」が受容されていくようになったのである。

くわえて美濃国岩村藩版「農諭」は、表紙中央に外題を直接刷り込み、表紙と本文はともに美濃紙を用い、綴じ目は二つ目綴じ、包背装を用い、綴じ目の上には、「成教於国」の印文と推定される朱印を、表紙に2つ、裏表紙に1つ捺している。

この書誌の特徴は、美濃国岩村藩領内に配布された岩村藩版「慶安御触書」の特徴と全く同じである。しかも同じ岩村藩版御触書であっても、領内配布されなかった版本には見られない特徴でもある。

この特徴は、巷間に流布した「慶安御触書」や「農諭」を判別する際に、重要なデータである。

さらに筑波大学附属図書館貴重書「昌平巒文書」を調査した結果、儒学者佐藤一斎と岩村藩年寄丹羽瀨清左衛門の往復書簡により、岩村藩版「農諭」は、学問所総裁林述斎所蔵の水戸藩秋山版を借用し、版行されたことがわかった。これは、「農諭」が江戸で出版されたことを意味し、それはまた「慶安御触書」も同じく江戸で出版された可能性を示唆するものである。この成果の詳細は、雑誌論文No.9を参照されたい。

ほかにも、岩村藩版「慶安御触書」調査の過程で、田畑永代売買禁止令に関する成果を得たことも特筆すべき事柄である。同法令は、日本史教科書には必ず掲載されているが、寛永20年(1643)に出された全国対象の幕令かどうかは確かではない。美濃国岩村藩では、19世紀によく禁止されたに過ぎない。このことは、田畑永代売買禁止令が、東日本の幕領を対象としていた可能性をうかがわせるものである。なお詳細は、雑誌論文No.8を参照されたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 9 件)

1. 山本英二 「『農諭』に関する基礎的考察」(『書物・出版と社会変容』6号、P39～56、2009年) 査読無
2. 山本英二 「江戸幕府の名所・旧跡調査に関する一史料」(『地域ブランド研究』4号、P1～7、2008年) 査読有
3. 山本英二 「日本中近世史研究における由緒論の総括と展望」(『歴史学研究』847号、P2～10、2008年) 査読有
4. 山本英二 「史実としての家康神話—『岩淵夜話』と『甲陽軍艦』—」(『江戸文学』39号、P103～112、2008年) 査読有

5. 山本英二 「秋月藩版『農諭』と慶安御触書」(『古文書研究』66号、P112～113、2008年) 査読有
6. 山本英二 「幕藩前期三河国における年貢収取の史料学的考察」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇』4号、P1～19、2008年) 査読無
7. 山本英二 「文書の裏を打つ—長野県木曾郡玉滝村御嶽神社・滝家所蔵『代々許状写』の翻刻と紹介—」(『地域ブランド研究』3号、P1～10、2007年) 査読有
8. 山本英二 「田畑永代売買禁止令に関する一考察」(『日本歴史』710号、P81～82、2007年) 査読有
9. 山本英二 「日本史研究と温泉」(『群馬歴史民俗』27号、P23～30、2006年) 査読有

[学会発表] (計 1 件)

1. 山本英二 「『農諭』と『慶安御触書』」第32回書物・出版と社会変容研究会、於一橋大学佐野書院、2007年6月9日

[図書] (計 3 件)

1. 山本英二 「現秩序尊重原則からみた川口御師と文書—古文書学と記録史科学のはざまに—」(高埜利彦監修・甲州史料調査会編『富士山御師の歴史的研究』、P253～278、山川出版社、2009年)
2. 山本英二 「近世後期村役人にみる文字文化と口頭伝承—甲斐国巨摩郡河原部村平賀秀長『拾集録』『後続日記』を素材に—」(笹原亮二編『口頭伝承と文字文化』P173～197、思文閣出版、2009年)
3. 山本英二 「風林火山の記憶と由緒—近世前期甲斐国雲峯寺・恵林寺の勧化を事例にして—」(青柳周一他編『近世の宗教と社会 1 地域の広がり』P2～26、吉川弘文館、2008年)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本英二 (Yamamoto Eiji)
信州大学・人文学部・准教授
研究者番号：202626278

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし